

読者の皆さん、お久しぶりです。

2009年から連載を続けてきた本セミナーも、ついに最終シーズンを迎えました。

最後は、皆さんと一緒に著作権契約について考えていきたいと思えます。

まずは著作権契約に限らず、法律上の「契約」とは、どういうものなのかを確認してみましょう。



なかがわ

いよいよ最後のシーズンになりました！ 全力で頑張らしましょう！

チ) センセ、今シーズンで終わりなんだネ〜。2009年7月号からだから、足かけ5年の連載かぁ。アッという間だったね。でも、寂しいなあ。

な) すべての物事には終わりがあがるからね。最後まで気合を入れていこう！

チ) オー！ ところで、今シーズンのお題は、「著作権契約」？

な) そう、著作権の契約。最初に契約の基礎から勉強するよ。

5年の間にイロイロ勉強したなあ(しみじみ)。



チョッキー

1. 債権という概念

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

※1) 例えば、XさんがYさんの写真を撮ることを約束した場合、YさんがXさんに対して持つ債権は「写真を撮ってもらふこと」になる。

※2) 特許法68条(特許権の効力)
「特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ただし(以下略) 特許法77条2項(専用実施権)
「専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を専有する」

※3) 特許法78条2項(通常実施権)
「通常実施権者は、この法律の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を有する」

な) チョッキーは「債権」という言葉を知ってるかな？

チ) え〜っと、何だっけ……。 「債権回収」とかよく耳にするケド。「おカネの取り立て」のことかな？ そういえば、「物権」という言葉と関係あるんだっけ？

な) うん。「物権」と「債権」はセットの概念だね。「物権」は、その名のとおりに、物に対してそれを支配する権利。これに対して、「債権」とは他人に対して所定の行為を要求できる権利のことだよ。決して「おカネの取り立て」だけではないよ^{※1}。

チ) 物に対する権利と、他人に対する権利？

な) そのとおり。具体例を挙げてみよう。身近な知的財産権にも、「物権」と「債権」があるんだ。特許権や専用実施権は物権的、通常実施権は債権的といわれているんだよ。

チ) ウワーン、分からないよォ〜！(泣)

な) 特許権と専用実施権ってどんな権利かな？

チ) えっと、条文を見てみよう……。両者とも「業として特許発明を実施できる権利を専有する」って書いてあるね^{※2}。

な) 特許権と専用実施権は、特許発明(つまり物)を独占できるということでしょう？ ということは、特許発明という物に対する支配権を持つわけだから、物権的な権利ということになるんだ。土地の所有権と同じだね。

チ) なるほど。それに対して通常実施権は、実施する権利を専有しないってことか^{※3}。

な) そのとおり。「専有」していないので、特許発明に支配権があるわけではない。土地でいえば借地権みたいなもので、物権的ではないんだ。しかし一方で、通常実施権者が、特許権者や専用実施権者に対して要求できることがあるでしょ？

ち) 私が特許発明を実施しても、差止請求や損害賠償を請求しないで……ってこと？

な) ピンポーン！まさに通常実施権は、特許権者や専用実施権者という他人に対して「私が特許発明を実施することを認めてくれ」ということを要求できる権利でしょ？だから、債権的な権利といわれているんだ。

ち) ふ～ん。とにかく、債権というのは、他人に対して何かを要求できる権利ということだね^{※4}。でも、今回は契約の話だよ。どういう関係があるの？

な) それをこれから見ていこう。

※4) 債権を有する人のことを「債権者」、債権を行使される義務を負う人のことを「債務者」という。

2. 債権の発生原因

な) ズバリ、債権の発生原因は4つしかないんだ！次の事例を考えてみよう。

【状況】

会社Xの知的財産部に配属された新人A君は、研修の一環として会社Xがいつも出願を依頼している弁理士Bと共に、タクシー（個人タクシーの運転手C）でPCTの願書を提出しに特許庁（受理官庁）に向かった。

ところが、そのタクシーが交差点において赤信号で停まっていたところ、他の自動車（運転手D）に後ろから追突され、運悪く弁理士Bが頭を強打して気絶してしまった。A君は、他のタクシーでB弁理士を病院に移送した^{※5}。



ち) セ、センス。これ、架空事例とはいえ、ちょっと状況がひどすぎじゃないのオ？

な) う～ん。じゃあ、弁理士Bは軽い脳振とうだったので3日で退院したということにしよう。

ち) ……い、いや、そういうことじゃなくてサ(苦笑)。

な) さて、チョッキー。この状況を前提にして、次の問題に答えてくれるかな。

① 運転手Cはタクシーの破損について運転手Dに損害賠償を請求することができるか？

ち) 過失割合とか分からないけど、一般的に考えたら請求できるよねえ。

な) 法的な根拠は？

ち) 前方不注意でタクシーを破損させたんだもん。弁償ってことだよな？

な) そう。つまり、故意過失の不法行為に基づく損害賠償請求権という債権だね。これは特許権でも著作権でも、これら侵害の損害賠償請求と理論は同じだ。民法709条^{※6}を根拠としているよ。

ち) なるほど、不法行為という点では特許権侵害や著作権侵害も同じか。それぞれの法律中に損害賠償請求権の条文がないのは、不法行為でくくれるからだね。

な) そのとおり。じゃあ、次の問題にいくよ。

※5) もし皆さんがA君と同じ状況になった場合、迷わず救急車を呼んでください(笑)。

※6) 民法709条
「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」
なお、特許法103条、意匠法40条、商標法39条(特許法103条の準用)に過失の推定規定がある。これに対して、著作権法、不正競争防止法には過失の推定規定がないので、権利者側の立証負荷が大きい。

いわれのない
おカネ……



② 会社Xは特許庁で支払う出願料を弁理士Bに前払いしていたが、優先期限の問題があったため、弁理士Bの退院を待たずに自社で別途出願料を支払い、手続きを行った。会社Xは弁理士Bに前払いした出願料の返還を求めることができるか。

チ) 弁理士Bは結局、出願料としてもらったおカネを使わなかったんだから、そりゃ会社Xは返還を求めることができるよね？

な) そうだね。弁理士Bは、いわば「いわれのないおカネ」を持っているのだから、会社Xはそのおカネの返還を求めることができるということ。同じ「おカネを請求する」でも、弁理士Bに不法行為はなかったのだから、さっきの不法行為に基づく損害賠償とは全く違うでしょ？ ところで、この法的な根拠は分かるかな？

チ) そういえば特許権の侵害でも損害賠償請求権とは別におカネを請求できる別の権利があったよね……。アッ、そうだ！ 不当利得返還請求権ってやつかな？

※7) 民法703条

「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において『受益者』という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う」

な) 正解！ 民法703条^{※7}の不当利得返還請求という債権だね。「いわれのないおカネ＝不当利得」ということ。この権利は、民法709条の損害賠償請求権に比べて時効期間が長いので、損害賠償請求権が時効にかかったときなど、この不当利得返還請求権で訴えを起こすこともあるんだよ。それでは、次の問題。

③ A君は、後日、弁理士Bに対して、病院までのタクシー代を請求できるか。

チ) ここで、タクシー代を請求したら、A君、漢^{おどこ}じゃないでショ！

な) いやいや、そういうことじゃなくて(苦笑)。純粋な法律問題として考えてよ。

※8) 民法702条1項

「管理者は、本人のために有益な費用を支出したときは、本人に対し、その償還を請求することができる」

「バカンスで長期不在の隣家の窓が台風で割れてしまい、修理しないと次の台風でよりひどい被害が予想されるようなときに、費用を立て替えて修理してあげた」というのが、NHK「生活笑百科」等の法律バラエティー番組でよく出される事例である。

なお、弁理士Bに気を失ってもらったのは、彼に意識があると「事務管理」ではなく、「契約」になってしまう可能性があるためである。筆者が意地悪だからというわけではない。

チ) できそうな気もするけど……。やっぱり損害賠償とも違うし、弁理士Bが不当利得を得ているとも違うよね？ 何か別の法的な根拠があるのかなあ？

な) 知的財産関係にあまり出てこないのになじみが薄いけど、これは民法702条^{※8}の「事務管理における費用償還請求」という債権なんだ。A君が払った病院までのタクシー代は弁理士Bにとって「有益な費用」だからね。

チ) タクシー代は弁理士Bのために支払った費用で、決して弁理士Bを病院へ連れていったことに対する報酬じゃないから、請求してもいいという気がしてきたヨ。

な) では、最後にもう1問、考えてみて。

3. 契約は第4の債権発生原因

④ A君は病院へ行く際、手持ちがなかったので運転手Cからタクシー代としておカネを借りた。後日、運転手CはA君からおカネを返してもらえるか？

チ) これは分かりやすいよね！ A君はおカネを「借りた」のだから、「返す」意思があったでしょ。返さなくちゃいけないよ～！

な) そうだね。運転手Cからみたら、これも「おカネを返してくれ！」っていう債権でしょ。法律上、どういうことか分かる？

チ) 「あなたがおカネを返すと約束したんだから、返してよ」という、とっても単純なことだと思うけど。でも、これまで見てきた3つの債権と違って、法律に条件があって、その条件に当てはまったから債権が発生したというわけじゃないね。



な) そう！ さっきまでの3つは、条件が規定されていて、それに当てはまったときに法律上発生する債権だけど、この場合はA君がおカネを借りたときに、後日運転手Cにおカネを返します、という「契約」があったということだね。つまり、「契約」も債権発生原因の一つなんだ。

チ) センセが最初に言った、4つの債権発生原因というのは、それぞれの事例のことだったんだね。

な) もう一度、その4つを整理してみよう。

まとめ

債権の発生

- ① 不法行為に対する損害賠償請求（民法709条）
- ② 不当利得返還請求（民法703条）
- ③ 事務管理における費用返還請求（民法702条）
- ④ 契約

……なお、特に①ないし③を「法定債権」という。

チ) でもさ、民法に「契約したら債権が発生する」とはハッキリ書いてないんだね。

な) ハハハ、そうなんだ。しかし、民法の「契約」に関する条文は、民法の第3編中の第2章にあるんだ。そして、第3編は「債権」の規定だからね。「契約」は当然、債権発生原因なんだよ。契約したら、その契約は守らなければならない。そして、履行しなければ、ペナルティーがあるってことだよ^{※9}。

チ) 契約、コワ～！

な) もちろん、すべての契約が有効というわけじゃないよ。例えば、知的財産の分野でも、偽ブランド海賊商品の売買契約は、公序良俗違反であるとして無効と判断された事件もある^{※10}。でも、通常の契約はいったん成立してしまうと、それを反故にすることはできないから、契約書を交わすときは慎重にしないとね。

チ) 契約書、コワ～！ 著作権法にも契約に関わる規定があったなあ。それらを知らないで、失敗する契約があるってことだね。

な) そういうこと。今回はそこを勉強してみよう！

※9) 契約が履行されなかった場合、債権者は次の救済を求めることができる。

- ① 契約履行の強制（民法414条）
- ② 契約違反に基づく損害賠償請求（民法415条）
- ③ 契約の解除（民法541条）

※10) 「ラルフローレン事件」H13.6.11最高裁第一小法廷 平成12(受)67（判時1757号62頁）

商標法および不正競争防止法違反の商品（「RALPH LAUREN」の文字とボロの図形を付した衣料品）の卸業者であるXが、その商品を扱った小売業者Yに対して売掛代金の請求を行った事件。

「本件商品の取引は、単に上記各法律に違反するというだけでなく、経済取引における商品の信用の保持と公正な経済秩序の確保を害する著しく反社会性の強い行為である」として、公序良俗違反を認定し、民法90条によりこの売買契約を無効とした。

今回は、

著作権契約に特有の注意点について考えます。



今月のクイズです。
「Xは、Xが撮影した写真Zに関するすべての著作権をYに譲渡する」との契約が存在する。この契約によって、写真Zに関するすべての著作権はYに移転されたことになるか？



※解答は p.74



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp